

平成24年12月13日

利尻富士町議会議長 長岡俊裕様

利尻富士町議会 議会改革調査・検討
特別委員会
委員長 俵谷芳光

利尻富士町議会 議会改革調査・検討特別委員会報告書

平成23年6月22日第2回定例会において決議し設置された、「利尻富士町議会 議会改革調査・検討特別委員会」に付託された調査・検討事件について、調査・検討の結果を、別添のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1、調査・検討の背景

地方分権や地域主権改革の進展にともない、二元代表制としての議会・議員の役割がますます重要になり、その真価が問われています。町民が町長と議員を直接選挙で選ぶという二元代表制の下、執行機関たる町長と議決機関たる議会は、町民の意思を町政に的確に反映させるために競合し合い、協力し合いながら利尻富士町として最良の意思決定を導く共通の使命が課せられています。特に、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会が町民の代表機関として、最終意志決定機関としての責任とまちづくりへの貢献、町政の発展、住民福祉の向上のために果たすべき役割はますます大きくなっています。

利尻富士町議会は、議長提言で示された議会の現状を認識し、議会が求められる役割や町民参加と議会の関係を今一度整理し、議会として有する基本的な役割に加え議会機能の充実を図るためには、これまでの行政慣例等を見直して、真に、町民を基本とした考えに立った様々な議会改革への取り組みが急務となっています。

このような背景から、本町議会は、「利尻富士町議会 議会改革調査・検討特別委員会」を設置し、議会という機関が、その役割を果たし、町民が参画できる開かれた議会づくりを目指す議会改革について調査・検討を行ったところで

2、今後の議会活動のあり方と議会の活性化

町民から「議会・議員の活動が見えない」、「議会は執行機関の政策を追認しているだけ」という意見があることは、利尻富士町議会がおかれている現状からは、町民と議会・議員の間に乖離が存在している（住民に理解されていない）ことであると認識せざるを得ません。

このように議会が直面する諸課題に対処するためには、「町民の知る権利、議会の知らせる義務」において、町民と意思疎通を図ること、議会活動に町民の意見を吸い上げること、町民に議会の意図するところを伝えることなど町民参加の取り組みを今一度整理する必要があります。

議会が果たすべき役割は、町の事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を広く町民に明らかにする責務を遂行する中で、町民の信託に応え、町民から信頼される議会の確立を目指すことです。また、議会と町民が町政における課題やそれに対応する政策の形成・決定の過程の情報を公開・共有し、議会は町民に対して説明責任を果たすことも重要になっています。議会が、いかに町民に理解・支持される活動を展開したらよいか、いかに信頼を勝ち得るかをテーマにして、具体的な議会改革事項を検討し実践しなければなりません。

3、議会改革調査・検討特別委員会の開催状況（広報広聴特別委員会も含めて）

（1）議会改革調査・検討特別委員会の経過

平成23年6月22日	第2回定例町議会で設置を決議
平成23年7月29日	第1回議会改革調査・検討特別委員会
平成23年10月5日	第2回議会改革調査・検討特別委員会
平成24年2月10日	第3回議会改革調査・検討特別委員会
平成24年4月26日	第4回議会改革調査・検討特別委員会
平成24年11月2日	第5回議会改革調査・検討特別委員会
平成24年11月27日	第6回議会改革調査・検討特別委員会

（2）広報広聴特別委員会の経過

平成23年11月1日	第3回臨時町議会で設置を決議
平成23年12月1日	第1回広報広聴特別委員会
平成24年1月31日	第2回広報広聴特別委員会
平成24年4月26日	第3回広報広聴特別委員会
平成24年5月21日	第4回広報広聴特別委員会
平成24年7月25日	第5回広報広聴特別委員会
平成24年10月26日	第6回広報広聴特別委員会

4、議会改革の方針と議会改革事項の論点

議会としては「見える議会」を築き上げていく必要があります。

議会改革の検討課題を具体化するにあたっては、「見える議会の実現に向かって」を議会改革の基本理念とし、その方針を「わかりやすく、町民が参加できる議会づくり」、「しっかりと討議をすることができる議会づくり」、「しっかりと審議をすることができる議会づくり」、「町民が実感できる政策提言が可能となる議会づくり」と定めたところです。

議会改革事項を具体化し議論を進めることにおいては、議会は町民と向かい合っているか、また、どう向き合うのか、議会の意図するところをどう伝えるか、町民に議会の意図するところが伝わらなければ見える議会は実現しませんという共通の認識のもと、改革の進むべき路の課題を 対住民関係の改善、議員の自己研鑽と資質の向上、議会の自主性の強化、議会の政策提言・審議能力の向上と決めました。

このことは、議会改革の基本的なフレームと改革に取り組む手順、改革事項を体系化し、一貫性を持たせることにより、個別具体の改革事項を常に体系の中で意識しながら議論することができるものと考えたところです。

議会改革事項の論点は、

- (1) 議会の情報公開を進めること
- (2) 議会の議決責任と説明責任を果たすこと
- (3) 議員間討議を活発に行うこと
- (4) 議員の自己研鑽・資質の向上に努めること
- (5) 政策提案能力・審議能力を高めること
- (6) 質疑・質問方式を改革すること
- (7) 議会の活動期間を確保すること
- (8) 議会基本条例について理解を深めること

として、具体的な議会改革項目について調査・検討の上、議論を重ね協議を進めたところです。

5、議会改革事項の議論の経過と協議決定事項

議会改革の具体的な事項についての議論の経過及び協議決定事項は、別添の別紙 1 から別紙 5 に記載しています。

記載内容

別紙 1

- (1) 議案運営に関わる事項（執行機関との協議・確認）
 - 議案等の提出について
 - 議案及び説明書の配付時期について
 - 資料提出要求について
 - 説明員の出席要求について

別紙 2

- (2) 議会の情報公開に関わる事項

別紙 3

- (3) 質疑・質問の改革、審議能力、自己研鑽・資質の向上

別紙 4

- (4) 議員間討議、議決責任・説明責任

別紙 5

- (5) 議会の活動期間、議会基本条例

6、調査・検討の結果

本特別委員会において、調査・検討の結果、議会改革として実践されている事項は次のとおりです。

- (1) 議会運営に関わる事項の、議案等の提出、議案及び説明書の配付時期について、資料の提出要求、説明員の出席要求については、執行機関との協議の結果、合意を得ましたのでそれぞれ実践されています。

なお、協議の経過・結果は、別紙1のとおりです。

- (2) 議会の情報公開に関わる事項

町政に対する重要な情報を議会の視点から町民に周知することでは、情報の公開・共有、説明責任の土台の上に町民参加の推進を図り、様々な手段により、町民が議会や町政に関心を持つような広報・広聴活動に努め、多様な意見（執行機関とは異なる長所で）の集約機能を担うための機関を整備することが必要と判断し、現行の広報委員会を発展的に解消し、議会の機関として「利尻富士町議会広報広聴特別委員会」を設置し、議会の広報機能・広聴機能の充実を図るために、議会改革に関わる具体案の企画・立案及び議会広報誌の編集・発行を実践しています。

なお、議論の経過・協議結果は、別紙2のとおりです。

- (2)-1 議会広報誌の編集方針の決定

広報広聴特別委員会において議会広報誌の編集方針が決定されました。これに基づいて議会広報誌を編集・発行しています。

- (2)-2 意見交換会の創設

広報広聴特別委員会より報告がありました「意見交換会」の創設は、議会の意図するところを伝えるべき議決責任と説明責任を果たす土台となるべきものです。町民との直接対話を積極的に進めようとする取り組みの中で、積極的な情報の公開、政策活動への町民参加の推進、議員間の自由な討議の展開を図るとともに、町民からの様々な意見や要望を内容の性質に応じて整理・分類し、個別対応と議会として政策的な取り組みとして対応し、議員間討議で取り上げるテーマを確定する機能とするために、「意見交換会」の創設を決定しました。

利尻富士町議会意見交換会の開催要領（案）は別記2です。

(3) 質疑・質問方式の改革、審議能力、自己研鑽・資質の向上

質疑・質問方式の改革は、町長と議会の関係を見直すこととなります。

執行機関との質疑応答は、論点・争点を明確化し、そして明瞭性の向上が要請されることから、質疑・質問方式の確認、議案審議における発言内容についてなど議員の質疑・質問のあり方とチェック機能の面から、「熟度アップ・レベルアップ」について調査・検討を行いました。

また、一問一答方式については、その有効性、導入の場合の反問権の必要性について調査・検討を行い議論を深めましたが、一般質問は論点・争点の明確化を通じ、町の政策水準を向上させることに目的があるところ、本町議会の一般質問の熟度を勘案すれば、一問一答方式のメリットよりもデメリットを助長する可能性が高いと判断されることから、現状の水準で一問一答方式を導入しても、見せかけの明瞭性は向上しても政策水準の向上には直結しないことが予想され、また逆効果懸念されることから一問一答方式の導入は時期尚早であり見合わせることとなりました。

なお、議論の経過・協議結果は、別紙3のとおりです。

(4) 議員間討議、議決責任・説明責任

現実的には、議会で行われていることの中には、個々の議員が町長提案の議案に質疑することと、一般質問であり、議員間の討議はほとんど行なわれていない現状です。これでは、議案に対する質疑にしても、一般質問にしても、個々の議員が行なう限り、提案した政策の取捨選択は町長によってなされるのが一般的であります。

複数の代表者が集う合議機関である議会には多様な声が反映されやすい。地域の中に存在する多様な声が個々の議員を通してそれぞれに反映され、それが議会に集約されることによって、議会として地域全体を代表する機能が果たされることとなります。

議会は、議案が町長提案によるものであっても、議員間討議に基づいて論点、争点を発見・整理し、それを議会という機関の行為として確認したうえで行政との討議を行なう必要があります。それがなければ、論点・争点は深まらず、機関としての議会の存在感は希薄になると考察されます。

議会の議決責任は現行制度上法的には生じませんが、議決する以上、議決に伴い生じうる政治的・道義的な責任について認識すべきものです。議案等を議決し、自治体としての意志決定をしたときは町民に対して説明する責任を有するものです。(なぜ、賛成・反対したのか が求められる) 説明責任は手続きや方法論の正しさで済みますが、議決責任は、議会は議

決の結果だけではなく、ある議案については何を論点としてどのような審議を行い、その経過の中で何が争点となったのか。そして、議会としては、どこまでを合意点として確認し、合意に至らず最後まで争点で残ったのは何か。最終的になぜそのような議決結果になったのかを議決責任として説明しなければならないことを認識したところです。

(4) - 1 意見交換会の開催と形成サイクル機能の活用

「意見交換会」の開催と「形成サイクル機能」の流れの中での議員間討議(議員相互間の討議)の場が、議員間の情報交換、意見交換の場となり、自由かつ達な討議を通して、これらの論点・争点を発見、公開することは討論の場である議会の使命でもあり、「意見交換会」、「議員間討議(議員間相互の討議)」、「質疑・質問の今後のあり方」にも反映され連動して議会改革として実践されることとなりますので、意見交換会は、議会報告機能と意見交換機能を有しながら「議会のシステム」として、議会の責任において共有する仕組みとして存在させたいところです。

(5) 議会の活動期間、議会基本条例

議会活動を十分担保するために(議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くする)議会の活動能力の確保として、「通年会期」導入の必要性を調査・検討したところです。

「通年会期」を導入することにより、当然として議会が活性化されることとなりますので、法改正の経過と現行制度との対比の中で調査・検討を行いました。

なお、議論の経過、調査・検討結果は、別紙5のとおりです。

また、「議会基本条例」については基本条例制度の原則等基本的事項について調査・検討を行いました。なお、調査・検討内容は別紙5 - 1のとおりです。

7、まとめ

議会の取り組みが町民一人ひとりに評価されるという課題に答えることは容易ではありません。町民から見れば、それが自分の生活に具体的にどのように役に立ったのかが実感を持って分かったときにはじめて、町民個人から議会の存在意義や有用性が認められ、そうした一人ひとりの積み重ねこそが、議会の評価になるのではないかと考えるところです。

町民との関係を基軸とした議会改革は、町民からの信託に基づくものであることから、町民の意見を後ろ盾としながら合議体としての機能を果たせる議会、町民からその存在をより認められる議会の実現に向け、引き続きその実践

と制度改革に努力していくことが求められます。

議会改革の取り組みは未だ試行錯誤や模索の段階にありますが、議会活動を支える体制の整備のために、決定された議会改革事項の実践並びに議会改革事項の試行(試行要領案は別記1)を通して議会改革のさらなる推進を図りつつ、町民に信頼され、存在感のある豊かな議会を築きたいと思います。

以上、本特別委員会の調査・検討事項を申し上げ、報告とします。

別記1 「利尻富士町議会改革事項の試行に関する実施要領(案)」

地方分権や地域主権改革の進展に伴い、二元代表制として議会・議員の役割がますます重要になり、その真価が問われています。自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会として有する基本的な役割に加え議会機能の充実を図るためには、これまでの行政慣例等を見直して、真に町民を基本とした考えに立った様々な事項の議会改革が必要となります。

このような状況下で、利尻富士町議会の具体的な取り組みとしては、

- (1) わかりやすく、町民が参加できる議会
- (2) しっかりと討議をすることができる議会
- (3) しっかりと審議をすることができる議会
- (4) 町民が実感できる政策提言ができる議会

を基本に捉え、次の事項を試行的に実施するために本要領を制定するものです。

利尻富士町議会 議会改革事項の試行に関する事項

- 1、意見交換会の開催
- 2、議員間討議の活発化
- 3、質疑・質問の手法の改革
- 4、議決責任と説明責任を果たす
- 5、通年議会制度(議会活動期間の確保・会期の長期化)

(意見交換会)

- 1 意見交換会を「利尻富士町議会意見交換会開催要領案」に基づいて開催し、その事務は広報・広聴常任委員会が所管する。

(議決責任と説明責任)

- 2 開催される意見交換会における議会報告及び質疑応答の場において、その責務を果たすものとする。

(議員間討議)(質疑・質問手法の改革)

- 3 議会改革事項で示された「政策形成サイクル」のシステムを議会の機能として発揮し、議員間討議の活発化を図り、質疑・質問の手法を変化させる。

(定例会の開催回数と招集時期)

- 4 平成 年の通年議会の定例会の回数は 回とし、 月に招集する。

(会 期)

5 定例会の会期は、 月 日から 月 日までの(通年)と定める。

(本会議)

6 本会議は、 月、 月、 月の定例に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

(本会議開催の協議)

7 本会議において審議する期間は、町と議会が協議して定める。

(1) 定例に再開する本会議の協議 月前から

(2) 定例に再開する以外の本会議の協議 月前から

(本会議の呼称)

8 定例会における本会議の呼称は、平成 年第1回利尻富士町議会定例会(月会議)とする。

(1) 同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、平成 年第1回利尻富士町議会定例会 月第 回会議とする。

(一般質問)

9 一般質問は、 月、 月、 月の定例に再開する本会議において行う。

(一事不再議)

10 利尻富士町議会会議規則第15条に規定する一事不再議は、定例に再開する本会議の都度「事情変更の原則」があったものとみなす。

(所管事務調査の通知)

11 所管事務調査の項目は、定例に再開する本会議の審議最終日までに議場で配付する。

(要領の適用と失効)

12 本要領は、平成 年 月 日から適用し、平成 年 月 日までその効力を有する。

本会議の運営は、議長判断により休会と再開を繰り返すこととなります。会期の長期化を試行するに当たっては執行機関との協議が必要です。

別記2 「利尻富士町議会意見交換会開催要領（案）」

1、開催趣旨

利尻富士町議会が、多様な町民の多様な意見を代表するという合議機関としての役割を適切に果たし、町政の発展に貢献していくためには、大勢の町民と結びついていけるよう積極的な町民参加を求めていくことが必要であることから、活発な意見交換を図る場として意見交換会を開催する。

2、意見交換会の種類

意見交換会は地区別の意見交換会として開催し、議会報告機能、町政、議会運営等に関する分野別意見交換会とする。

3、意見交換会の構成

意見交換会は議員全員（9人）で構成する。

4、開催対象地区・回数

町内の鬼脇地区・鴛泊地区を対象に、それぞれ年 回開催する。

5、開催手続及び周知方法

広報広聴特別委員会において、開催趣旨・内容並びに開催日時及び会場について協議調整し、議長において決定する。

開催に係る事務は議長を通じて議会事務局が行う。

6、説明資料

開催次第、その他必要な説明資料については、広報広聴特別委員会で協議・決定し、統一した共通資料を準備・配布するものとする。

7、意見交換会の次第案

- 【一般的な次第】
- 1 開 会
 - 2 自己紹介
 - 3 挨拶
 - 4 議会報告
議会審議報告 質疑応答
 - 5 意見交換
意見交換テーマの説明 意見交換・質疑応答
 - 6 閉 会 （開催時間は概ね1時間30分程度）

8、意見交換会の進め方

(1) 意見交換会は、聴取した町民意見を後ろ盾に議会内での議論・政策形成につなげていくことから「町民の意見・要望の意図・真意をお聞きする」という姿勢で臨むものです。

(2) したがって、意見・質問に返答を求められた場合は、執行機関的な立場での説得的な説明は行わないように留意し、質問への回答に当たっては、単なる結果を伝えるだけでなく、議会を主語としながらなぜ、そのような結果になったのかがわかるように説明することです。

これは、議会の会議は合議制であることに特徴があり、議会としての考え方を説明するには議論の経過も含めた一定の説明が要請されます。

(3) 意見交換会は議会が主催し、議会が合議機関として決定・確認して実施します。議員個人の見解を述べる場ではありません。

議会報告や意見交換する主体も議会ということになります。したがって、議員は議会を構成する一人である議員として発言するのであり、議員個人の見解を述べる場ではありません。議員個人の考えや、議会における議論の経過結果で個人の見解を述べる時は容認されることが想定されますが、議会の構成員として良識ある言動に務めるものです。

9、意見等の整理・検討等

議長は、意見の整理及び検討について広報広聴特別委員会に依頼する。

議長は、事務局職員をして記録・調整させる。

別記3 「意見交換会の意義」

問題発見の起点

町民の意見を後ろ盾とした合議機関としての議会づくり（議会の活性化）の具体化には、意見交換会で町民意見を把握することが必要ですので、最初の段階が問題発見でありその場が意見交換会です。

説明責任が議会と議員の活動姿勢に好影響を与える

意見交換会は、議員は全員その場で本会議や委員会での審議経過や結果を、議会を主語として説明します。また、町民意見を踏まえて、その後の課題設定、問題分析等を報告します。説明・報告を意識すると議員間討議に対する充実度も高まります。

町民からは監視の場

議会や議員に対する町民意見の根底にあるのは、その良し悪しを評価する前の段階、4年に1度の選挙後は、議会や議員の活動が見えないという不安と不満です。意見交換会は、このような課題認識を持つ町民にとっては、議会や議員を監視できる場となります。

議員からは努力・成果を伝える場

意見交換会の主催は議会で、議会を主語として説明しますが、実際に説明するのは議員です。議員が質疑応答、意見交換を的確に行うことで、議会全体の活動に関する適切な説明責任遂行を通じて、結果として議員個々の努力・成果を伝えることとなります。

町民の判断に資する情報の提供の場

議会が議論したプロセスや論点・争点を説明・報告することは、参加した町民は、そうした情報を有用な情報として、自分自身の判断のために活用するという流れも見られることにもなります。

町民世論の喚起・形成の起点

意見交換会での情報の提供により、町民個々人が町の政策や事業に関して自身の見解を持った結果として、新たな世論が形成され、議会への陳情という形での現象が期待されることにもなります。

政策形成サイクルとは、政策研究 政策立案 政策決定 政策執行 政策評価とし、町民との意見交換会、政策討論（議員相互間の討議）を対応させたもの。

その基本骨組み（仕組み）は町民との意見交換会を起点とし、そこで頂戴した意見については、議会が有する様々な個別の意志を一般化・統合化していくという機能を踏まえ、町民の意見から課題を設定し、町民意見・要望に応えようとするものです。

考察：頂戴した町民意見の一つ一つに個別に対応していくべきか、あるいは議会の個別意志統合機能を踏まえれば、原則として個々の意見には対応せず、新たな課題設定を行い、その解決を通じて対応していくべきか。

個別対応しようとする、頂いた町民意見を執行機関に伝達して終わり、という行為も生じてしまうということ、これは、議会全体で執行機関へのメッセージ的活動をしているとの効果も生じかねず、議会という機関の活動ではないということになります。

しかし、せっかく頂いた町民意見に応えるために採用するのが、一般化した課題の設定により町民意見・要望に応えようとするのが政策形成サイクルです。

【用語の定義】

政策研究：町政の方針や目的を遂行するための手段について、調査・研究することで、事実や真理などを明らかにすることです。

問題発見・課題設定・問題分析に細分されます。

問題発見：「現在の状態」と「実現したい姿」とのギャップの把握です。

課題設定：課題設定により、設定されたテーマについて、何がどのように問題なのかを具体的に明らかにすることです。

例、優先順位、重要性、緊急性を考察・評価し、選択と集中を行うこと。

議会としての課題設定と議員個々の課題設定との調和

：議会における自由な議論の保障を前提に、議員個人の個の埋没にならないよう配慮が必要です。

政策立案：明らかにされた問題の中から、対処すべきと認知された問題について、対応の方向性を具体化する段階のことです。

対応の方向性の確定と政策としてのまとめ。

政策決定：決定権限を有する者・機関が審査する段階です。

立案された政策に対し、利害関係者との調整が行われ、最終的な合意形成が行われることです。（現行制度では、議会の議決権に代表される。）

政策執行：決定された政策を実施に移す段階です。原則として執行機関の権限です。

政策評価：実施された政策の効果や有効性を評価し、必要に応じ、その政策の継続・修正・転換・廃止等を決定することです。

考察：「意見交換会開催要領」により意見交換会が開催されますが、意見交換会から次の意見交換会までを一つのサイクルとして政策形成サイクルを構築し、議会のシステムとして持続させるためには、

サイクルの中に政策討論として「議員相互間の討議の場」が設定されることにより、多様な意見が個々の議員を通して討議の場での議論として反映され、議会に集約される必要があります。

つまりは、町の事務の立案、決定、執行、評価における論点、争点を住民に明らかにする責務を遂行することは、議決の結果だけではなく、議案については何を論点として、どのような議論（審議）を行い、何が争点になったのか、そして議会としてはなぜそのような議決結果になったのかが説明できますので、このことが、意見交換会の場において議会の説明責任、議決責任を果たすことになります。

別記4 「政策形成サイクル」

意見交換会【議会報告と意見交換（意見の聴取）】

？

寄せられた意見の整理

？ 情報の蓄積、政策的課題や問題の抽出を行う。

？ 問題発見 課題の設定 【課題（討論テーマ）の決定】への行為

？ 具体的には

『意見交換会で頂戴した意見の町政分野別に意見整理（意見整理は問題発見ができるよう大項目及び中項目に分類）を行ない、意見の中から町民生活に望ましい姿と現実の姿とのギャップを分析して問題発見を行う。その後、解決・実現すべき課題を設定する。

課題設定では、内容の重要性（町民ニーズを把握し、特に取り上げて解決すべきものや実現すべき問題をテーマとして）、個別意志の統合化機能、総合的、横割的、選択的な議論の可能性も踏まえる。』

『課題の洗い出しや問題点の整理も議会として行う場合＝議会力の発揮になりますが』
課題設定には 議会が設定する場合と議員個人が設定場合があります。

議会が設定する場合は 議員個々の課題設定との調和が必要です。

《議会における自由な議論の保障を前提に、議員個々の個の埋没にならないように配慮する。》

これは、寄せられた意見に対しては議員個々の捉え方、考え方、意見がありますので、議会における自由な議論の保障を確保することです。

？

政策討論（政策討論会）【問題分析・重要性等の分析・討議・政策づくり】

？ 議会としての内容の検討（政策としての検討）を行う。

？ 議会としての意思決定・政策としての提言等 必要により意見交換会

？ 具体的には

『設定された課題について、何がどのように問題なのか、という問題分析を行います。これは優先順位、重要性、緊急性を考察・評価し選択と集中を行うことであり、結果として、議会としての意思決定、政策提言という場合もあります。』

政策討論会は、「議員相互間の討議」を行う場として位置付け、議長が招集する全員協議会（会議規則第 119 条の規定）の場で行うこととします。

全員協議会は執行機関から提案される議案の審査が可能であり、意見交換会からの課題と執行機関から提出される議案との対比ができるとともにそれぞれの問題分析において議論が深まります。議員相互間の討議の結果として、本会議での議員個々が意見（一般質問）を述べることにつながり、質疑・討論の改善にもなり得ます。

場合によっては、議会としての意思決定・政策提言にということも考えられます。

？

評 価

本会議 議案審議 執行機関の執行 予算・決算の審査（事前・事後の評価） ケースにより 一般質問での対応も

『政策執行による地域振興と町民福祉向上への成果を議会全体として評価する。』

？

意見交換会【報告・議会の評価・意見交換】

『説明責任と議決責任が説明できることとなります。』